

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和29年福井県条例第24号）、福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例（平成14年福井県条例第4号）および福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成15年福井県条例第1号）を改正することを勧告する。

I 平成26年4月の公民の給与較差に基づく給与改定のための関係条例の改正

1 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職給料表（一）の適用を受ける医師および歯科医師に対する支給月額をの限度を人事院勧告に準じて改定すること。

(イ) 医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師および歯科医師で、医学または歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を人事院勧告に準じて改定すること。

イ 通勤手当について

(ア) 交通用具使用者に対する支給月額を、次に掲げる使用距離の区分に応じ、それぞれ次に定める額とすること。

a	片道5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
b	片道10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円
c	片道15キロメートル以上20キロメートル未満	10,000円
d	片道20キロメートル以上25キロメートル未満	12,900円
e	片道25キロメートル以上30キロメートル未満	15,800円
f	片道30キロメートル以上35キロメートル未満	18,700円
g	片道35キロメートル以上40キロメートル未満	21,600円
h	片道40キロメートル以上45キロメートル未満	24,400円
i	片道45キロメートル以上50キロメートル未満	26,200円
j	片道50キロメートル以上55キロメートル未満	28,000円
k	片道55キロメートル以上60キロメートル未満	29,800円
l	片道60キロメートル以上	31,600円

(イ) 通勤のため四輪自動車を使用する者で、その使用距離が片道4キロメートル以上5キロメートル未満である者に対する支給月額を3,320円とし、片道6キロメートル以上である者に対する支給月額について、2,200円に2キロメートル以上2キロメートル増すごとに加算する額を1,120円とすること。

ウ 単身赴任手当について

再任用職員に対して単身赴任手当を支給すること。

エ 寒冷地手当について

(ア) 寒冷地手当の支給地域を勝山市および今立郡とすること。

(上記、市・郡は、平成26年4月1日における名称および区域を示すものとし、その後におけるそれらの名称または区域の変更によって影響されないものとする。)

(イ) この改正に伴い支給地域に該当しないこととなる地域に係る支給額については、所要の経過措置を講ずること。

オ 勤勉手当について

(ア) 平成26年12月期の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.825月分とすること。再任用職員については、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.375月分とすること。

b 特定幹部職員

12月に支給される勤勉手当の支給割合を1.025月分とすること。再任用職員については、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.475月分とすること。

(イ) 平成27年6月期以降の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.75月分とすること。再任用職員については、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.35月分とすること。

b 特定幹部職員

6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.95月分とすること。再任用職員については、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.45月分とすること。

2 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 平成 26 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.7 月分とすること。

イ 平成 27 年 6 月期以降の支給割合

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.55 月分とすること。

3 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 平成 26 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.7 月分とすること。

イ 平成 27 年 6 月期以降の支給割合

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.55 月分とすること。

II 給与制度の総合的見直しのための関係条例の改正

1 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

I の 1 の (1) による改定後の給料表（医療職給料表（一）を除く。）を別記第 4 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 地域手当について

地域手当の支給地域、支給割合等については、人事院勧告に準じて改定すること。

ただし、県内に所在する公署に在勤する職員（医療職給料表（一）の適用を受ける職員を除く。）には、当分の間、国家公務員に準拠した制度にした場合の財源の範囲内で一律に支給すること。

イ 単身赴任手当について

単身赴任手当の基礎額および加算額については、人事院勧告に準じて改定すること。

ウ 管理職員特別勤務手当について

(ア) 管理監督職員が、災害への対処その他臨時または緊急の必要により、福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年福井県条例第 2 号）第 3 条第 1 項、第 4 条および第 5 条の規定に基づく週休日または祝日法による休日等もしくは年末年始の休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間（正規の勤務時間以外の時間に限る。）に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。

(イ) (ア) の管理職員特別勤務手当の額は、(ア) による勤務 1 回につき、6,000 円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とすること。

(3) 55歳を超える職員の給料月額の減額支給等について

福井県一般職の職員等の給与に関する条例附則第17項から第20項までの規定による55歳を超える職員の給料月額の減額支給等の期間を、Ⅲの2の(1)の経過措置の期間とすること。

2 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の改正

Iの2の(1)による改定後の給料表を別記第5のとおり改定すること。

3 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の改正

Iの3の(1)による改定後の給料表を別記第6のとおり改定すること。

Ⅲ 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、平成26年4月1日から実施すること。ただし、Iの1の(2)のウ、エおよびオの(イ)、2の(2)のイならびに3の(2)のイ、ⅡならびにⅢの2の(1)から(3)については、平成27年4月1日から実施すること。

2 経過措置等

(1) 給料表の改定に伴う経過措置

Ⅱによる給料表の改定に伴い、人事院勧告および本県の実情を考慮した所要の経過措置を講ずること。

(2) 地域手当の支給割合の特例措置

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における地域手当の支給割合については、国家公務員における取扱いと同様とすること(Ⅱの1の(2)のアのただし書を除く。)

(3) 単身赴任手当の基礎額の月額の特例措置

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の基礎額の月額については、国家公務員における取扱いと同様とすること。

(4) その他所要の措置

(1)から(3)までに掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。